

12月3日から12月9日は障害者週間

「ともに支えあい 心のかようまち

自分らしく暮らせる やつしろ」を目指して

暮らしの中で障がい者に対して配慮し、必要な手助けを実践してもらうため「八代市障がい者サポーター制度」を実施しています。この制度を含めた障がいのある人に対する公的支援について特に身近なものを紹介します。詳細については問い合わせください。

問合せ 障がい者支援課 ☎ 35-0294

障がい者サポーター、サポート企業・団体を募集中心

あなたの優しさを、できる範囲で行動につづしてみませんか？

- 障がい者サポーターとは
障がいの特性や必要な配慮について理解を深め、障がいのある人が困っているときに、必要な手助けを実践する人のことです。
 - 登録・認定方法など(個人)
市主催のサポーター研修会に参加し、または出前講座を受講し、障がい者サポーターの登録申請が必要です。登録すると、シンボルマーク入りのキーホルダーを渡しますのので目につきやすい所に身につけ、障がい者が声をかけやすいように協力ください。
 - 障がい者サポーター企業・団体とは
障がい者の支援につながる取り組みを行っており、サポーター制度の普及などに協力している企業や団体です。
 - 登録方法(企業・団体)
市内にある企業・団体が、出前講座を受講するか、次の事項のうち2項目以上に該当していることが要件となります。
1. 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に規定する法定雇用障害者数以上の障がい者を雇用していること。(法定雇用率の対象とならない事業所は1人以上を雇用)
 - 2. 障がい者を雇用するにあたって、障がいの特性に応じた職場配置または業務の分担、業務マニュアルの整備、職場相談員の配置などの配慮が行われていること。
 - 3. 事業所または店舗のユニバーサルデザイン化を推進していること。
 - 4. 障がいなどについて従業員を対象に研修を定期的に実施していること。
 - 5. 障がい者への配慮を含んだ接客などについてマニュアル化し、かつ、実践していること。
 - 6. 障がい者施設の商品の購入、販売場所の提供など、障がい者施設の販路拡大に大きく寄与していること。
 - 7. 障がい者やその保護者などの支援団体であって、障がい福祉に関するイベントの開催など、市民の理解を促進する取り組みを実施していること。
 - 8. 前各号に掲げるもののほか、障がい福祉に資すると認められる取り組みを実施していること。
- また、サポート企業・団体の認定には、前記のほか、障がい福祉に関する取り組みが必要。詳しくは、市ホームページで確認するか、障がい者支援課へ問い合わせください。
- 障がい者サポート企業・団体になると
「障がい者サポート企業・団体」として認定された企業・団体には、市から認定証を交付し、市ホームページで認定企業・団体として紹介します。



認定を受けた企業・団体は許可を受けると、障がい者サポーターシンボルマークを企業・団体の名刺や、ノベルティ、印刷物、ホームページなどに使用できます。特に優れた活動をしている企業・団体は、市から表彰します。

障害者差別解消法

障がいを理由とする差別の解消を推進することにより、すべての国民が障がいの有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、「障害者差別解消法」が平成28年4月1日に施行されました。障がいを理由とする差別を受けたと思うときは、障がい者支援課へ相談ください。

成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が十分でない人を法律面や生活面(財産管理や介護・福祉サービスを利用するための手続きなど)で保護したり支援したりする制度です。申し立てできる人は、本人、配偶者、四親等内の親族などです。申し立てを行う親族などがいない場合は、必要に応じて市が申し立てを行うこともあります。

各種相談先

- 障がい者虐待防止センター
障がいのある人を虐待という権利侵害から守り、住み慣れた地域で安心した生活を送れるよう、虐待の通報や相談窓口を設置しています。虐待は早期発見、早期対応が必要です。障がいのある人への虐待を発見したときは、速やかに通報ください。(虐待の例)
暴力、体罰、性的嫌がらせ、脅し、身の回りの世話や介助をしない、財産や年金の使い込みなどがあります。
- 八代市障がい者虐待防止センター
(障がい者支援課内) ☎ 35-0294
- 相談支援事業所
障がい者(児)やその保護者を対象とし、市が委託した相談支援事業所の専門職員が、日常生活や障害福祉サービス、障害児通所支援の利用などについて相談を受けます。また、サービスを利用する際の支援やサービス事業者との連絡調整なども行います。
- ※利用料は無料です。
- 委託事業所名
・かねさ(社)相談支援事業所
(主に身体障がい)
所在地：松江本町5-15
☎ 45-9012
- ・地域生活相談支援センター すまいる
(主に精神・知的障がい)

- 所在地：大村町720-1
☎ 32-2333
- ・氷川学園相談支援事業所 風舎
所在地：氷川町宮原1167-2
☎ 62-4081
- ・障害者就業・生活支援センター
就業や就業に伴う日常生活上の支援を必要とする障がい者を対象に、窓口での相談、職場や家庭訪問などによる指導や相談を行います。
- ※利用料は無料、原則予約制です。
- ・熊本県南部障害者就業・生活支援センター 結(ゆい)
☎ 35-3313
- ・氷川学園相談支援事業所 風舎
所在地：氷川町宮原1167-2
☎ 62-4081
- ・八代圏地域療育センター
所在地：西松江城町2-17
☎ 35-4766
- ・地域療育センター
子育てのしづらさや子どもの困り感などの心配を持つ親などに対し、心配事を一緒に考え、子ども自身と関わる人たちもより良く生活できるように支援します。
- ※利用料は無料で、原則予約制です。



高額介護合算療養費の申請書を送付します

問合せ 国保ねんきん課 ☎ 33-4490

高額介護合算療養費とは、医療保険と介護保険の両方を利用して世帯の負担を軽減するために設けられている制度です。令和元年7月31日時点で後期高齢者医療制度の加入者がいる世帯で、支給の見込みがある対象者に対して令和2年1月中旬以降、申請書を送付します。

※計算期間内に保険が変わったり、市町村を越える住所変更をしたときなどは、自己負担額がわからないため支給の見込みがあっても申請書の送付ができないことがあります。申請書が届いていなくても支給要件を満たしている場合は申請ください。

以前加入していた医療保険者または介護保険者から発行された「自己負担額証明」が必要となる場合があります。

詳しくは担当窓口にご相談ください。

自己負担限度額 平成30年8月～令和元年7月まで		
負担割合	所得区分	自己負担限度額
3割(※1)	現役Ⅲ 住民税課税所得が690万円以上	212万円
	現役Ⅱ 住民税課税所得が380万円以上	141万円
	現役Ⅰ 住民税課税所得が145万円以上	67万円
1割	一般(※2)	56万円
	区分Ⅱ(※3)	31万円
	区分Ⅰ(※4)	19万円

※1 同一世帯の後期高齢者医療被保険者に住民税の課税所得が145万円以上の人がある場合
※2 現役並み所得者、区分Ⅱ、区分Ⅰ以外の人
※3 被保険者の属する世帯の全員が住民税非課税の人(区分Ⅰ以外の人)
※4 被保険者の属する世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が0円となる人(年金の所得は控除額を80万円として計算)